

特定事業主行動計画

総論

1 目的

行動計画策定指針に掲げられた基本的視点を踏まえつつ、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職員のニーズに即した次世代育成支援対策を計画的に推進するため、本行動計画を策定し、公表することとする。

2 計画期間

平成 17 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの 5 年間

3 計画の推進体制

次世代育成支援対策を効果的に推進するため、人事担当者等を構成員とした行動計画策定・推進委員会を設置する。

次世代育成支援対策に関する管理職や職員に対する研修・講習、情報提供等を実施する。

仕事と子育ての両立等についての相談・情報提供を行う窓口の設置及び当該相談・情報提供等を適切に実施するための担当者の設置を行う。

啓発資料の作成・配付、研修の実施等により、行動計画の内容を周知する。

本計画の実施状況については、行動計画策定・推進委員会において把握等をした結果や職員のニーズを踏まえて、その後の対策の実施や計画の見直し等を図る。

具体的な内容

1 職員の勤務環境に関するもの

(1) 妊娠中及び出産後における配慮

母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇等の制度について周知徹底を図る。

(実施時期：平成 17 年度から)

出産費用の給付等の経済的支援措置について周知徹底を図る。

(実施時期：平成 17 年度から)

妊娠中の職員の健康や安全に考慮し、業務分担の見直しを行う。

(実施時期：平成 17 年度から)

妊娠中の職員に対しては、本人の希望に応じ、超過勤務を原則として命じないこと

とする。

(実施時期：平成 17 年度から)

(2) 子どもの出産時における父親の休暇の取得の促進

父親が子どもの出生時に 2 日間の特別休暇を取得しやすいようにする。

子どもの出生時における父親の特別休暇及び年次休暇の取得促進について周知徹底を図る。

(実施時期：平成 17 年度から)

(3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

ア 育児休業及び部分休業制度等の周知

育児休業等に関する資料を各課等に通知・配布し、制度の周知を図るとともに、特に男性職員の育児休業等の取得促進について周知を図る。

(実施時期：平成 17 年度から)

育児休業の手引き等を作成し、育児休業の取得手続や経済的な支援等について情報提供を行う。

(実施時期：平成 17 年度から)

妊娠を申し出た職員に対し、個別に育児休業等の制度・手続について説明を行う。

(実施時期：平成 17 年度から)

イ 育児休業及び部分休業を取得しやすい雰囲気醸成

3 歳未満の子を養育する男性職員を対象とした「男性職員の育児参加プログラム」を実施する。

(実施時期：平成 17 年度から)

育児休業の取得の申出があった場合、事例ごとに各課等において事務分担の見直しを行う。

(実施時期：平成 17 年度から)

ウ 育児休業に伴う臨時的任用制度の活用

所属内の人員配置等によって、育児休業中の職員の業務を遂行することが困難なときは、臨時的任用制度の活用による適切な代替要員の確保を図る。

(実施時期：平成 17 年度から)

(4) 超過勤務の縮減

ア 小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び超過勤務の制限の制

度の周知

小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び超過勤務を制限する制度について周知徹底を図る。

(実施時期：平成 17 年度から)

イ 事務の簡素合理化の推進

新たに行事等を実施する場合には、目的、効果、必要性等について十分検討の上実施し、併せて、既存の行事等との関係を整理し、代替的に廃止できるものは廃止する。

(実施時期：平成 18 年度から)

ウ 超過勤務の縮減のための意識啓発等

人事当局は、各課ごとの超過勤務の状況及び超過勤務の特に多い職員の状況を把握して管理職員に報告し、管理職員の超過勤務に関する認識の徹底を図る。

(実施時期：平成 17 年度から)

エ その他

超過勤務の多い職員に対する健康診断の実施等健康面における配慮を充実させる。

(実施時期：平成 17 年度から)

以上のような取組を通じて、各職員の 1 年間の超過勤務時間数について、人事院指針等に定める上限日安時間の 360 時間の達成に努める。

(目標達成年度：平成 20 年度)

(5) 休暇の取得の促進

ア 年次休暇の取得の促進

管理職員に対して、部下の年次休暇の取得状況を把握させ、計画的な年次休暇の取得を指導させる。

(実施時期：平成 17 年度から)

安心して職員が年次休暇の取得が出来るよう、事務処理において相互応援ができる体制を整備する。

(実施時期：平成 17 年度から)

子どもの予防接種実施日や授業参観日における年次休暇の取得促進を図る。

(実施時期：平成 17 年度から)

職員やその家族の誕生日、結婚記念日等の家族の記念日における年次休暇の取得促進を図る。

(実施時期：平成 17 年度から)

ゴールデン・ウィークやお盆期間における公式会議の自粛を行う。

(実施時期：平成 17 年度から)

2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

(1) 子育てバリアフリー

外部からの来庁者の多い庁舎において、乳幼児と一緒に安心して利用できるトイレやベビーベットの設置等を計画的に行う。

(実施時期：平成 20 年度から)

施設利用者等の実情を勘案して、授乳室の設置を必要に応じて行う。

(実施時期：平成 20 年度から)

子どもを連れて人が気兼ねなく来庁できるよう、親切な応接対応等のソフト面でのバリアフリーの取組を推進する。

(実施時期：平成 17 年度から)

(2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

ア 子どもを交通事故から守る活動の実施や支援

交通事故予防について網紀肅正通知による呼びかけを実施する。

(実施時期：平成 17 年度から)

公用車の運転手に対し、交通安全講習会の実施や専門機関等による安全運転に関する研修の受講を支援する。

(実施時期：平成 17 年度から)

イ 安全で安心して子どもを育てられる環境の整備

子どもを安全な環境で安心して育てられることができるよう、地域住民等の自主的な防犯活動や少年非行防止、立ち直り支援の活動等への職員の積極的な参加を支援する。

(実施時期：平成 17 年度から)